



平成 17 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 テクマトリックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 由 利 孝
(J A S D A Q ・ コード 3 7 6 2)
問合せ先 取締役企画部長 久門 耕治
電話 0 3 - 3 8 6 4 - 7 7 6 1

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成17年5月27日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成17年6月24日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由
当社の執行役員および従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、商法第280条ノ20及び商法第280条の21の規定に基づき、当社の執行役員および従業員に無償で新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社の執行役員および従業員とする。
 - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 650株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
 - (3) 割り当てる新株予約権の数
650個を上限とする。
(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
 - (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額（行使価額）

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）におけるジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の終値（以下、「終値」という）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の金額は切上げる）とする。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権の行使期間

平成19年6月25日から平成27年6月23日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下新株予約権者という）は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、定年による退職の場合はこの限りではない。
- ② 上記①に規定する条件に該当しなくなった者であっても、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、原則として相続を認めないものとする。
- ④ その他の条件については、株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および消却条件

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 上記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。



(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成17年6月24日開催予定の当社定時株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上